

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設 定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年		支払方法
			登記簿面積 m ²					
1	山根 朋和	八頭町久能寺字新田 435-2	田 2,441.00 1 件 計 2,441.00	使用貸借 水田	10年 0か月 令和04年05月01日 令和14年04月30日	0	-	
2	山根 朋和	八頭町国中字森谷下モ 821 八頭町国中字森谷下モ 822-1 八頭町上野字中沖 379	田 1,158.00 田 1,904.00 田 1,462.00 3 件 計 4,524.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	10年 0か月 令和04年05月01日 令和14年04月30日	4,965 4,044 3,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	
3	山根 朋和	八頭町久能寺字下須賀 1000	田 1,951.00 1 件 計 1,951.00	賃借権 水田	2年 11か月 令和04年05月01日 令和07年03月31日	4,997	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	
4	山根 朋和	八頭町福井字壹町田 172-1 八頭町福井字壹町田 172-2 八頭町福井字壹町田 173-1	田 1,864.00 田 628.00 田 1,793.00 3 件 計 4,285.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	5年 11か月 令和04年05月01日 令和10年03月31日	5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	
5	山根 朋和	八頭町久能寺字船ノ上 488-1	田 1,559.00 1 件 計 1,559.00	賃借権 水田	2年 8か月 令和04年05月01日 令和06年12月31日	3,848	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	

6	安部 裕史	八頭町市場字上井毛 847	田 1,071.00 1 件 計 1,071.00	使用貸借 水田	10年 0か月 令和04年05月01日 令和14年04月30日	0	-	-
7	安部 寛	八頭町福地字寺ノ前 836 八頭町福地字寺ノ前 837	田 998.00 田 827.00 2 件 計 1,825.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田	3年 0か月 令和04年05月01日 令和07年04月30日	0 0	-	-
8	大村 祥一朗	八頭町富枝字古土居 641	田 1,309.00 1 件 計 1,309.00	賃借権 水田	10年 0か月 令和04年05月01日 令和14年04月30日	4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
9	農事組合法人 東ライスセンター (B、C)	八頭町三浦字向河原 331-1 八頭町三浦字大開 299 八頭町三浦字大開 300 八頭町東字大塚 367 八頭町徳丸字中島田 1233 八頭町徳丸字中島田 1234-1 八頭町徳丸字中島田 1234-2	田 1,395.00 田 1,560.00 田 621.00 田 2,184.00 田 2,987.00 田 500.00 田 1,695.00 7 件 計 10,942.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 令和04年05月01日 令和09年04月30日	5,000 5,000 5,000 5,000 5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
10	農事組合法人 東ライスセンター (B、C)	八頭町三浦字瀬戸河原 143 八頭町三浦字大開 298 八頭町徳丸字諸田 1247-1 八頭町徳丸字裨之尾 1216-1	田 978.00 田 1,614.00 田 3,473.00 田 1,397.00 4 件 計 7,462.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	10年 0か月 令和04年05月01日 令和14年04月30日	5,000 5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-

11	松本 晴二	八頭町下濃字前野 286 八頭町下濃字前野 290	田 1,753.00 田 916.00 2 件 計 2,669.00	賃借権 水田 賃借権 水田	10年 0か月 令和04年05月01日 令和14年04月30日	5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
12	松本 晴二	八頭町下濃字前野 289	田 575.00 1 件 計 575.00	賃借権 水田	5年 0か月 令和04年05月01日 令和09年04月30日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
13	稲中 裕也	八頭町安井宿字隈田 1532-1	田 2,456.00 1 件 計 2,456.00	賃借権 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
14	稲中 裕也	八頭町安井宿字下前田 1485	田 1,289.00 (内 1,040.00) 1 件 計 1,289.00 (内 1,040.00)	賃借権 水田	2年 11か月 令和04年05月01日 令和07年03月31日	4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
15	稲中 裕也	八頭町安井宿字井ノ上 1305-1	田 1,566.00 1 件 計 1,566.00	使用貸借 水田	5年 0か月 令和04年05月01日 令和09年04月30日	0		—
16	稲中 裕也	八頭町安井宿字井ノ上 1302 八頭町安井宿字井ノ上 1303	田 1,000.00 田 1,204.00 2 件 計 2,204.00	賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 令和04年05月01日 令和09年04月30日	4,000 4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
17	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町下峰寺字沖代 45-1 八頭町下峰寺字沖代 45-2 八頭町下峰寺字沖代 46	田 1,877.00 田 1,202.00 田 2,966.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和04年05月01日 令和07年04月30日	4,981 4,575 4,838	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

		八頭町大門字下深田 357-1	田	2,758.00	賃借権 水田	4,822	
		八頭町別府字段後田 650	田	2,855.00	賃借権 水田	4,325	
		八頭町万代寺字洞々 324	田	2,927.00	賃借権 水田	3,881	
				6 件			
				計 14,585.00			
18	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町井古字深田 26-3	田	2,922.00	賃借権 水田	4,825	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む
		八頭町井古字深田 27-1	田	2,888.00	賃借権 水田	4,830	
		八頭町井古字深田 28-2	田	2,991.00	賃借権 水田	4,831	
		八頭町井古字深田 31	田	2,413.00	賃借権 水田	4,890	
		八頭町稲荷字井古向 117	田	2,621.00	賃借権 水田	4,807	
		八頭町稲荷字井古向 118-1	田	2,205.00	賃借権 水田	4,988	
		八頭町延命寺字大木ヶ花 219-2	田	2,660.00	賃借権 水田	4,906	
		八頭町延命寺字大木ヶ花 219-5	田	130.00	賃借権 水田	1,000	
		八頭町山田字沖代 93	田	3,212.00	賃借権 水田	4,996	
		八頭町篠波字河原田 295	田	3,659.00	賃借権 水田	4,892	
		八頭町上峰寺字加藤橋 164	田	3,076.00	賃借権 水田	4,844	
		八頭町上峰寺字加藤橋 165	田	3,159.00	賃借権 水田	4,843	
		八頭町上峰寺字加藤橋 166	田	2,892.00	賃借権 水田	4,996	
		八頭町上峰寺字加藤橋 167	田	3,084.00	賃借権 水田	4,831	
		八頭町西御門字道垣 75-1	田	2,166.00	賃借権 水田	4,847	
		八頭町大坪字向イ田 423-1	田	1,156.00	賃借権 水田	2,242	
		八頭町大坪字上小路 96-1	田	2,632.00	賃借権 水田	4,996	
		八頭町大坪字上小路 96-2	田	315.00	賃借権 水田	3,492	
		八頭町大坪字前田 42-2	田	2,968.00	賃借権 水田	5,000	
				(内 2,260.00)			
					2年 11か月 令和04年05月01日 令和07年03月31日		

		八頭町大坪字前田 52 八頭町大坪字的場 137-1 八頭町大坪字的場 138-1 八頭町大坪字蓮田 207-1 八頭町大坪字蓮田 207-2 八頭町池田字中深田 855-1 八頭町池田字樋詰上分 801	田 田 田 田 田 田 田 田	1,872.00 1,524.00 2,359.00 1,880.00 1,000.00 1,950.00 1,116.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田		4,780 5,000 4,980 5,000 4,500 4,923 2,983		
				26 件 計 58,850.00 (内 58,142.00)					
19	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町稲荷字上荒木 276 八頭町郡家殿字中嶋 610 八頭町市谷字入料免 43 八頭町大坪字上引地 449 八頭町大坪字上引地 450 八頭町別府字岡花 614 八頭町別府字垣添 76 八頭町別府字前河原 123-1 八頭町別府字嶋瀬戸 97-1	田 田 田 田 田 田 田 田	1,802.00 2,732.00 (内 2,400.00) 1,980.00 1,740.00 1,736.00 1,427.00 1,596.00 1,295.00 3,683.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	1年 11か月 令和04年05月01日 令和06年03月31日	4,800 4,000 4,747 4,799 4,810 2,169 3,985 2,919 4,860	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
20	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町市谷字河原田 58 八頭町市谷字入料免 44	田 田	1,787.00 2,209.00	賃借権 水田 賃借権 水田	2年 0か月 令和04年05月01日 令和06年04月30日	4,756 4,775	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				2 件 計 3,996.00					

八頭町下坂字沖代 8	田	2,877.00	賃借権 水田	6,764
八頭町下坂字沖代 9	田	3,745.00	賃借権 水田	6,822
八頭町下坂字花田 45	田	2,695.00	賃借権 水田	6,987
八頭町下坂字岸ノ上 128-1	田	2,206.00	賃借権 水田	6,854
八頭町下坂字砂田 112	田	2,485.00	賃借権 水田	6,732
八頭町下坂字四反田 133	田	2,969.00	賃借権 水田	6,766
八頭町下坂字四反田 134-1	田	1,966.00	賃借権 水田	6,978
八頭町下坂字四反田 134-2	田	1,000.00	賃借権 水田	6,300
八頭町下坂字四反田 135	田	3,005.00	賃借権 水田	6,778
八頭町下坂字四反田 140	田	2,996.00	賃借権 水田	6,775
八頭町下坂字松本 157-2	田	3,053.00	賃借権 水田	6,832
八頭町下坂字松本 158-3	田	3,854.00	賃借権 水田	6,992
八頭町下坂字松本 163-4	田	157.00	賃借権 水田	4,140
八頭町下坂字松本 164-3	田	318.00	賃借権 水田	4,874
八頭町久能寺字新田 1121	田	850.00	賃借権 水田	4,823
八頭町久能寺字新田 1122	田	60.00	賃借権 水田	5,000
八頭町久能寺字新田 1123	田	1,972.00	賃借権 水田	4,589
八頭町久能寺字中野 1070	田	3,720.00	賃借権 水田	4,906
八頭町山路字中嶋 24-1	田	2,781.00	賃借権 水田	4,809
		(内 2,651.00)		
八頭町山路字中嶋 25-1	田	1,511.00	賃借権 水田	2,839
八頭町山路字中嶋 26-1	田	1,228.00	賃借権 水田	2,932
八頭町西御門字越前 368-1	田	1,388.00	賃借権 水田	2,386
八頭町西御門字道垣 71	田	1,922.00	賃借権 水田	4,994
八頭町石田百井字岡見前下分 986	田	2,150.00	賃借権 水田	2,790

		八頭町石田百井字岡見前下分 987	田	511.00	賃借権 水田		2,759	
		八頭町石田百井字岡見前下分 990-5	田	907.00	賃借権 水田		1,967	
				(内 905.00)				
		八頭町石田百井字大河原 835	田	3,155.00	賃借権 水田		4,865	
		八頭町大坪字長田 183-1	田	2,886.00	賃借権 水田		4,851	
		八頭町姫路字発町 831	田	2,255.00	賃借権 水田		2,993	
		八頭町姫路字発町 838	田	3,573.00	賃借権 水田		2,922	
		八頭町姫路字発町 844	田	813.00	賃借権 水田		849	
		八頭町姫路字発町 846	田	127.00	賃借権 水田		945	
		八頭町姫路字発町 853-1	田	300.00	賃借権 水田		737	
		八頭町姫路字発町 853-2	田	300.00	賃借権 水田		737	
		八頭町姫路字発町 853-3	田	336.00	賃借権 水田		737	
		八頭町門尾字上河原 102-1	田	1,705.00	賃借権 水田		2,991	
				(内 1,314.00)				
		八頭町門尾字前河原 115	田	3,075.00	賃借権 水田		4,878	
				58 件				
				計 114,488.00				
				(内 113,965.00)				
23	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町奥谷字井手ノ上 146-1	田	2,305.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和04年05月01日 令和07年04月30日	5,752	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む
		八頭町奥谷字井手ノ上 147-2	田	2,054.00	賃借権 水田		5,696	
		八頭町奥谷字深田 262	田	2,657.00	賃借権 水田		5,781	
		八頭町奥谷字深田 263	田	2,316.00	賃借権 水田		5,984	
		八頭町山田字大境 394	田	2,774.00	賃借権 水田		4,812	
		八頭町山田字大境 395	田	3,042.00	賃借権 水田		4,832	
				6 件				
				計 15,148.00				

27	農事組合法人 八頭船岡農場 (B、C)	八頭町日下部字淀 1678-1 八頭町日下部字淀 1678-2 八頭町福井字向島 38	田 700.00 田 326.00 田 1,201.00 3 件 計 2,227.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 令和04年06月01日 令和09年05月31日	5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
28	農事組合法人 やまのうえ (B、C)	八頭町上峰寺字諸木 130	田 3,009.00 1 件 計 3,009.00	賃借権 水田	0年 11か月 令和04年05月01日 令和05年03月31日	6,770	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
29	大野 裕二	八頭町福地字下前河原 787 八頭町福地字宮ノ前 817	田 2,707.00 田 1,961.00 2 件 計 4,668.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田	10年 0か月 令和04年05月01日 令和14年04月30日	0 0		—
30	山根 俊雄	八頭町大門字伊ノ坪 424-2	畑 1,802.00 1 件 計 1,802.00	賃借権 普通畑	0年 11か月 令和04年05月01日 令和05年03月31日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
31	岡崎 昭都	八頭町市谷字大江袋 175-1 八頭町市谷字大江袋 175-2	畑 2,000.00 畑 507.00 2 件 計 2,507.00	使用貸借 普通畑 使用貸借 普通畑	5年 0か月 令和04年05月01日 令和09年04月30日	0 0		—
32	西村 誠治	八頭町稻荷字梅ヶ坪 156-1 八頭町稻荷字梅ヶ坪 156-3	田 1,010.00 田 9.00 2 件 計 1,019.00	賃借権 水田 賃借権 水田	2年 11か月 令和04年05月01日 令和07年03月31日	2,000 2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

33	三木 昭範 (A)	八頭町石田百井字井古田 968 八頭町土師百井字莊田 506	田 1,538.00 田 2,447.00 2 件 計 3,985.00	賃借権 水田 賃借権 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	4,713 5,737	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
34	株式会社 ナカムラファーム (A, B, C)	八頭町井古字大刈田 21	田 3,048.00 1 件 計 3,048.00	賃借権 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	9,973	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
35	丸山 武 (A)	八頭町別府字岡花 336 八頭町別府字岡花 338-1-a	畑 2,395.00 畑 1,628.00 (内 310.00) 2 件 計 4,023.00 (内 2,705.00)	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	1年 0か月 令和04年05月01日 令和05年04月30日	8,229 9,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。(配分の更新)
- B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体制に変更がない場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 賃借権の設定等の条件
各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃貸借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。
ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
- (2) 借賃の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (3) 借賃の改訂
この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
- (4) 転貸又は譲渡
乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。
- (5) 遅延損害金
ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。
- (6) 修繕及び改良
ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。
- (7) 租税公課の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。
- (8) 賃借権又は使用貸借権の消滅
天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。
- (9) 目的物の返還
賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (11) 権利取得者の責務
ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。
- (12) 機構関連事業について
甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (13) その他
この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。